

宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄） ..... 1

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄） ..... 2

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料）</p> <p>第二条 法第三条第六項の<u>手数料の額は、三万三千元（同条第三項の免許の更新の申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合にあつては、二万六千五百円）とする。</u></p> <p>2 前項の<u>手数料は、国土交通省令で定めるところにより、収入印紙をもつて納付しなければならない。</u></p> <p>（法第四条第一項第二号等の政令で定める使用人）</p> <p>第二条の二 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号及び第四号、<u>第五条第一項第十二号及び第十三号、第六十五条第二項第七号及び第八号並びに第六十六条第一項第三号及び第四号の政令で定める使用人は、宅地建物取引業者の使用人で、宅地建物取引業に關し第一条の二に規定する事務所の代表者であるものとする。</u></p>	<p>（免許手数料）</p> <p>第二条 法第三条第六項に規定する<u>免許手数料の額は、三万三千元とする。</u></p> <p>2 前項の<u>免許手数料は、国土交通省令で定めるところにより、収入印紙をもつて納付しなければならない。</u></p> <p>（法第四条第一項第二号等の政令で定める使用人）</p> <p>第二条の二 法第四条第一項第二号及び第三号、<u>第五条第一項第十二号及び第十三号、第八条第二項第三号及び第四号、第六十五条第二項第七号及び第八号並びに第六十六条第一項第三号及び第四号の政令で定める使用人は、宅地建物取引業者の使用人で、宅地建物取引業に關し第一条の二に規定する事務所の代表者であるものとする。</u></p>

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務として、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務として、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇五十九（略） 六十 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三條第一項及び第三項並びに第六條の規定に基づく宅地建物取引業の免許に関する事務	1 宅地建物取引業法第三條第一項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	三万三千元（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇五十九（略） 六十 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三條第一項及び第三項並びに第六條の規定に基づく宅地建物取引業の免許に関する事務	1 宅地建物取引業法第三條第一項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	三万三千元

六十一〜百八 (略)		<p>2 宅地建物取引業法第 三条第三項の規定に基 づく宅地建物取引業の 免許の更新の申請に対 する審査</p>	<p>三万三千元(当 該申請を情報通 信技術を活用し た行政の推進等 に関する法律第 六条第一項の規 定により同項に 規定する電子情 報処理組織を使 用する方法によ り行う場合にお ける当該申請に 係る審査にあつ ては、二万六千 五百円)</p>
備考	<p>一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p>		
六十一〜百八 (略)		<p>2 宅地建物取引業法第 三条第三項の規定に基 づく宅地建物取引業の 免許の更新の申請に対 する審査</p>	<p>三万三千元</p>
備考	<p>一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p>		